

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、その翌日)

## 目 次

◇規 則 市町村に対して交付すべき昭和五十年年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則

◇告 示 字の区域の変更等

土地改良法による換地処分

土地改良事業計画の適否の決定(二件)

◇公安告示 風俗営業等取締法による聴聞

◇公 告 危険物取扱者試験の合格者

## 規 則

市町村に対して交付すべき昭和五十年年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則をここに公布する。

昭和五十年十二月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県規則第六十四号

市町村に対して交付すべき昭和五十年年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則

#### (目的)

第一条 この規則は、普通交付税に関する省令(昭和三十七年自治省令第十七号)の定めるところに基づき、市町村に対して交付すべき昭和五十年年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に關し必要な事項を定めることを目的とする。

#### (端数計算)

第二条 基準税額を算定する場合においては、その算定の過程及び算定した額に五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算する。

#### (市町村民税の所得割に係る基準税額の算定方法)

第三条 市町村民税の所得割に係る市町村ごとの基準税額は、知事が次の算式によつて算定した額とする。

#### 算式

$$\{ (22.598\text{円} \times \alpha) \times A - B + C + D \} \times 0.781 \times 1.0057675$$

#### 算式の符号

A 昭和49年度市町村税課税状況等の調(昭和49年7月10日付受地第247号 各市町村長あて総務部長通知に基づき調査をいう。以下同じ。)

第12表合計の表欄「課税標準額の段階」ごとの表頭「有資格者」欄の数に別表第一に定める率を乗じて得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)の合計数に別表第二のAに定める率

を乗じて得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

B 昭和49年度市町村税課税状況等の調第12表合計の表側「計」、表頭「税額控除額」のうち(h)欄に係る額に1.049を乗じて得た額(500円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を1,000円とする。)

C 昭和49年度市町村税課税状況等の調第16表の表側「昭和48年度」のうち「計」欄に係る額に1.019を乗じて得た額(500円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を1,000円とする。)

D 昭和49年度市町村税課税状況等の調第12表合計の表側「計」及び表頭「算出税額」のうち「分離短期譲渡所得分」欄及び「分離長期譲渡所得分」欄に係る額の合算額

α 課税標準額の段階ごとの所得割額及び納税義務者数等を基礎として算定した別表第二のBに定める単位額補正率  
(市町村及び県管下の特別区の算定方法)

第四条 市町村及び県管下の特別区の市町村及び知事が次の算式により算定した額(算定の過程に「 $\frac{a}{d}$ 」またはこの本条に算定未済の算式を用いること)を、その端数を四捨五入する。)とす。

算式

$$[4.4377円 \times \{ (A \times B) \times 0.13575 \} \times 0.994332$$

算式の符号

A 当該市町村の区域内において昭和49年3月1日から昭和50年2月28日までの間に日本専売公社が売り渡し製造した製造たばこの本数(以下本条

において「売り渡し本数」という。)

B 次の算式によつて算定した売り渡し本数の伸び率(小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。計算過程において同様とする。)

$$\left( \sqrt{\frac{a}{b}} + 1.069 \right) \times 1.021$$

a 前記Aに同じ。

b 当該市町村の区域内における昭和47年3月1日から昭和48年2月28日までの間の売り渡し本数

(課税額の算定方法)

第五条 課税額の市町村及び知事が次の算式により算定した額とす。

算式

$$(A \times B \times 0.75) \times 0.9992183$$

算式の符号

A 次の算式によつて算定した当該市町村の額

$$a \times \frac{b \times c}{d \times e}$$

a 昭和49年3月1日から昭和50年2月28日までの電気料金に係る電気税として、電気事業者又は自家発電者が当該市町村に納付し、又は納入すべきであった額の合算額

b 昭和50年1月1日から同年2月28日までの電気料金に係る電気税として、電気事業者又は自家発電者が当該市町村に納付し、又は納入すべきであった額の合算額

c 昭和48年3月1日から昭和49年2月28日までの電気料金に係る電気ガス税として、電気事業者又は自家発電者が当該市町村に納付し、又は納入すべきであった額の合算額

d 昭和49年1月1日から同年2月28日までの電気料金に係る電気ガス税として、電気事業者又は自家発電者が当該市町村に納付し、又は納入すべきであった額の合算額

e 前記aに同じ。

$\frac{b \times c}{d \times e}$  に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、 $a \times \frac{b \times c}{d \times e}$  に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

B 次の算式によつて算定した電気料金に係る電気ガス税の伸び率(小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。計算過程において同様とする。)

$$\left\{ \left( \sqrt[4]{\frac{a}{e}} + 1.1092 \right) \times 1.0109 \right\} \times 0.8080$$

a 昭和48年度の当該市町村における電気料金に係る電気ガス税のうち現年課税分の収入額

b 昭和46年度の当該市町村における電気料金に係る電気ガス税のうち現年課税分の収入額

(ガス税の基準税額の算定方法)

第六条 ガス税の市町村ごとの基準税額は、知事が次の算式によつて算定した額とする。

算式

$$\left( A \times B \times \frac{39}{48} \times 0.75 \right) \times 0.74969341$$

算式の符号

A 次の算式によつて算定した当該市町村の額

$$a \times \frac{b \times c}{d \times e}$$

a 昭和49年3月1日から昭和50年2月28日までのガス料金に係るガス税として、ガス事業者が当該市町村に納付し、又は納入すべきであった額の合算額

b 昭和50年1月1日から同年2月28日までのガス料金に係るガス税として、ガス事業者が当該市町村に納付し、又は納入すべきであった額の合算額

c 昭和48年3月1日から昭和49年2月28日までのガス料金に係る電気ガス税として、ガス事業者が当該市町村に納付し、又は納入すべきであった額の合算額

d 昭和49年1月1日から同年2月28日までのガス料金に係る電気ガス税として、ガス事業者が当該市町村に納付し、又は納入すべきであった額の合算額

e 前記aに同じ。

$\frac{b \times c}{d \times e}$  に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、 $a \times \frac{b \times c}{d \times e}$  に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

B 次の算式によって算定したガス料金に係る電気ガス税の伸び率（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。計算過程において同様とする。）

$$\left\{ \sqrt{\frac{a}{b}} + 1.0625 \right\} \times 1.0625 \times 0.8043$$

a 昭和48年度の当該市町村におけるガス料金に係る電気ガス税のうち現年課税分の収入額  
 b 昭和46年度の当該市町村におけるガス料金に係る電気ガス税のうち現年課税分の収入額

（木材引取税の基準税額の算定に用いる用途別の素材生産推定量の算定方法）

第七条 木材引取税の基準税額の算定に用いる市町村ごとの用途別の素材生産推定量は、知事が調査した市町村ごとの昭和四十六年、昭和四十七年及び昭和四十八年における用途別の素材生産量の総数を三で除して得た数に次の表の上欄に掲げる区分に従い当該下欄に定める率を乗じて得た数量（一立方メートル未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。計算過程において同様とする。）とする。

区 分	素材生産量補正率
杭木用材及びパルプ用材として使用するもの	〇・六〇九四一三
その他のもの	〇・六六三八一九

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、市町村に対して交付すべき昭和五十年年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定について適用する。

2 市町村に対して交付すべき昭和四十九年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則（昭和五十年三月鳥取県規則第十二号）は、廃止する。

別表第一（第三条関係）

市町村民税所得割に係る課税標準額の段階別有資格者数に乗ずる率

課 税 標 準 額 の 段 階	乗 率
五万円以下	二・八六六
五万円超え十万円以下	一・五八三
十万円超え三十万円以下	一・一三三
三十万円超え五十万円以下	一・〇三二
五十万円超え八十万円以下	一・〇一〇
八十万円超え百十万円以下	一・〇〇五
百十万円超え百五十万円以下	一・〇〇三
百五十万円超え二百五十万円以下	一・〇〇二
二百五十万円を超える額	一・〇〇〇

別表第二（第三条関係）

市町村民税所得割に係る単位額補正率

市町村名	A	B	市町村名	A	B
鳥取市	〇・九九六	一・二七三	東郷町	一・〇四五	〇・七九一
米子市	〇・九九九	一・二二五	三朝町	一・〇七〇	〇・六九二
倉吉市	一・〇二六	〇・九〇九	関金町	一・一三六	〇・六九四
境港市	〇・九九七	一・〇一四	北条町	一・〇八三	〇・七三九
国府町	一・〇二〇	〇・七八五	大栄町	一・〇七七	〇・九九八

告 示

岩美町	〇・九八八	〇・九〇五	東伯町	一・〇七九	〇・八四七
福部村	一・〇七三	〇・六二二	赤碓町	一・〇五四	〇・八八七
郡家町	一・〇九二	〇・七〇〇	西伯町	一・〇八二	〇・六四五
船岡町	一・〇四七	〇・八三六	会見町	一・〇八三	〇・六七九
河原町	一・〇七〇	〇・七二五	岸本町	一・一〇四	〇・六四五
八東町	一・〇七九	〇・六二二	日吉津村	一・〇五一	〇・七三一
若桜町	一・〇七一	〇・六八五	淀江町	一・〇五八	〇・六六一
用瀬町	一・〇九八	〇・七〇九	大山町	一・〇六二	〇・六九一
佐治村	一・一六〇	〇・五二九	名和町	一・一〇〇	〇・七四五
智頭町	一・〇八五	〇・九〇二	中山町	一・一二八	〇・六五九
気高町	一・〇六七	〇・七二三	日南町	一・〇八六	〇・七九七
鹿野町	一・一四四	〇・五九二	日野町	一・〇二八	〇・九五六
青谷町	一・〇一八	〇・六七六	江府町	一・一八九	〇・五六五
羽合町	〇・九九一	〇・八二三	溝口町	一・〇九〇	〇・六八四
泊村	一・〇三〇	〇・六一八			

鳥取県告示第千六十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、西伯町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九

十五号）第五十四条第四項の規定による西伯町馬徳地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十年十二月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する 字の名称	同上の区域（昭和四十九年八月一日現在の地番による。）
大字武信 字ヲコロ木	大字武信字ヲコロ木のうち三二二の二の一部、三二二の 一部、三二四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の 区域
大字武信字向田	大字武信字向田の全域及び大字武信字アマ引の全域
大字武信字荒神前	大字武信字荒神前の全域、大字武信字ヲコロ木三二二の 二の一部、三二二の一部、三二四の一部及びこれらと一体 をなす国有地、大字武信字原田の全域並びに大字武信字テ イカツメの全域
大字武信字柿田	大字武信字柿田のうち五九の一部以外の区域、大字武信 字前田七九の一部、八〇及びこれらと一体をなす国有地並 びに大字徳長字ダン二六八
大字武信字前田	大字武信字前田のうち七九の一部、八〇及びこれらと一 体をなす国有地以外の区域並びに大字武信字柿田五九の一 部
	大字徳長字奈良ヶ崎尻のうち二八一の一の一部、二八一 の三、二八一の五、二八二の一から二八二の四まで、二八

<p>大字徳長字亀尻</p>	<p>大字徳長字権現塔</p>	<p>大字徳長字大ナル</p>	<p>大字徳長 字奈良ヶ崎尻</p>
<p>大字徳長字亀尻の全域並びに大字徳長字奈良ヶ崎尻二八の一の一部並びに二八一の一及び二八一の五と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字徳長字権現塔のうち三二二の一、三二二、三二二三の二、三二三四の四、三二四の三、三二五の一、三二五の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字徳長字大ナルの全域、大字徳長字奈良ヶ崎尻二八一の三、二八一の五、二八二の一から二八二の四まで、二八三の二、二八四の二並びに二八一の一、二八一の三、二八一の五、二八一の一〇、二八二の一から二八二の三まで、二八三の一、二八三の二、二八四の一、二八四の二及び二八五と一体をなす国有地の一部並びに大字徳長字権現塔三二二の一、三二二、三二二三の二、三二四の三、三二五の一、三二五の二並びに三二二三の二、三二三四の四及び三二五の一と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字徳長字ダンのうち二六八以外の区域</p> <p>大字徳長字大ナルの全域、大字徳長字奈良ヶ崎尻二八一の三、二八一の五、二八二の一から二八二の四まで、二八三の二、二八四の二並びに二八一の一、二八一の三、二八一の五、二八一の一〇、二八二の一から二八二の三まで、二八三の一、二八三の二、二八四の一、二八四の二及び二八五と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字徳長字権現塔三二二三の四並びに三二二三の四及び三二五の一と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字馬場 字コモ池下</p>	<p>大字馬場字井手口</p>	<p>大字徳長字林ノ下</p>	<p>大字徳長字亀尻下</p>
<p>大字馬場字コモ池下の全域、大字馬場字地主木四八六及び四八九、大字馬場字梶八ノ前四二六の一部及び四二七の一部、大字馬場字能若四〇七の一部、四〇八の一部、四一八の一の一部、四一八の二の一部、四一九の一、四一九の</p>	<p>大字馬場字井手口の全域、大字馬場字松ヶ塔河原の一の一部、三の一部、六の一部、九の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字馬場字梶八ノ前四二六の一部、四二七の一部、四二八の一から四三五の一まで、四三六の一部、四三八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字馬場字能若四二五の一部並びに四二四の一及び四二五と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字徳長字林ノ下のうち五〇の一の一部、五〇の二から五〇の四まで、五〇の五の一部、五一の一の一部、五一の二の一部以外の区域、大字徳長字松ヶ塔河原の一の一部、二の二から一の六まで、二の一から二の三まで、三の一部、六の一部、九の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字徳長字亀尻下九七の一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに大字馬場字梶八ノ前四三六の一部、四三七、四三八の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字徳長字亀尻下のうち九七の一の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域並びに大字徳長字林の下五〇の一の一部、五〇の二から五〇の四まで、五〇の五の一部、五一の一の一部、五一の二の一部</p>

	<p>二の二、四二〇の一、四二〇の二、四二二、四二四、四二四の一、四二五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字馬場字嫁コロンシ五六六の一部</p>	<p>大字馬場字地主木</p>	<p>大字馬場字地主木のうち四八六及び四八九以外の区域</p>	<p>大字馬場 字嫁コロンシ</p>	<p>大字馬場字嫁コロンシのうち五六二の一部、五六四、五六六、五七〇及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字馬場字西岡入のうち六〇一の二の一部、六〇二の二の一部、六〇三の一部、六〇四から六二一まで、六二二の二の一部、六二二の二、六二三、六二四の一部、六二七の一部、六二八の二から六二八の六まで、六二八の七、六二九の一部、六三〇の二から六三〇の六まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字馬場字嫁コロンシ五六二の一部、五六四、五六六の一部、五六八、五七〇及びこれらと一体をなす国有地、大字馬場字能若三九五の一部、四一四の一部、四一七の一部、四一八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字馬場字観音堂前のうち五九二の一部、五九三、五九四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>		<p>大字馬場字能若のうち三九五の一部、四〇七の一部、四〇八の一部、四一四の一部、四一七の一部、四一八の二の一部、四一八の二の一部、四一九の二の一部、四一九の二の二の一部、四二〇の二、四二〇の二、四二二、四二四、四二四の二、</p>
<p>大字馬場字能若</p>	<p>四二五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字馬場字観音堂前五九二の一部、五九三、五九四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字馬場字西岡入六一七の一部、六一八の二、六一八の五の一部、六一八の七の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字馬場字河原三七三の二の一部、三七五の二の一部、三七七、三七八の二、三七八の二、三七九、三八〇の二の一部、三八一の二、三八一の二、三八二、三八三の二、三八三の二、三八四、三八五、三八六の二の一部、三八六の二、三八八の二、三八八の二、三九〇の二、三九〇の二、三九一の二、三九一の二、三九三及びこれらと一体をなす国有地並びに大字馬場字岡入三三六の二の一部</p>	<p>大字馬場字掛田</p>	<p>大字馬場字掛田の全域、大字馬場字長繩の全域及び大字馬場字長繩上の全域</p>	<p>大字馬場字岡入</p>	<p>大字馬場字岡入のうち三二九の二の一部、三二九の二、三二九の三、三三〇の二の一部、三三〇の二、三三〇の二の一部、三三一の二、三三五の一部、三三六の二の一部、三三六の二の一部、三三六の五の一部、三三六の六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字馬場字河原三五九の二、三五九の二、三六一の二から三六一の三まで、三六三から三七七の三まで、三七三の二の一部、三七三の二から三七四の三まで、三七五の二の一部、三七五の二、三七五の三、三八〇の二の一部、三八〇の二、三八六の二、</p>		

	<p>一部及びこれらと一体をなす国有地、大字馬場字西岡入六八の一の一部、六一八の三、六一八の四、六一八の六、六一八の七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字馬場字ハタ三三七の一部、三三八、三三九の一部、三三九の一の一部、三四〇の一部、三四二の一の一部、三四三から三四五まで、三四七、三四九、三五一から三五三まで、三五五から三五八まで及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字馬場字西御堂</p>	<p>大字馬場字西御堂の全域、大字場字ハタ三三七の一部、三三九の一部、三三九の一の一部、三三九の二から三三九の四まで、三四〇の一部、三四一の一、三四一の二、三四二の一の一部、三四二の二、三四二の三及びこれらと一体をなす国有地並びに大字馬場字岡入三二九の一の一部、三二九の二、三二九の三の一部、三三〇の一の一部、三三〇の二及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字馬場字岡入上</p>	<p>大字馬場字岡入上のうち六四八の一の一部以外の区域、大字馬場字西岡入六〇の一の一部、六〇二の一の一部、六〇三の一部、六〇四から六一一まで、六一二の一の一部、六一二の二、六一三、六一四の一部、六一八の一の一部、六一八の七の一部、六一九の一部、六二〇の二から六二〇の六まで及びこれらと一体をなす国有地、大字馬場字岡入三二九の一の一部、三二九の三の一部、三三一の一の一部、三三一の二、三三五の一部、三三六の二の一部、三三六の五の一部、三三六の六及びこれらと一体をなす国有地、大字馬場字棚田六七五の二の一部、六七七の一の一部、六七</p>
	<p>七の二の一部、六七九の二から六七九の三まで、六八一の一、六八一の二、六八一の四、六八一の五及びこれらと一体をなす国有地並びに大字馬場字大裕西平山六三四の一、六五一、六五四の一、六五四の二、六五四の三、六五四の四から六五四の九まで及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字馬場字西平山</p>	<p>大字馬場字大裕西平山のうち六三四の一、六五一、六五四の一、六五四の二、六五四の三、六五四の四から六五四の九まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字馬場字大裕</p>	<p>大字馬場字大裕の全域、大字馬場字棚田六七二の一、六七二の二、六七三、六七四、六七五の一、六七五の二の一部、六七七の一の一部、六七七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字馬場字大裕坂ノ前七七六、七七七、七七九及び七八一並びに大字馬場字岡入上六四八の一の一部</p>
<p>大字馬場字大裕坂ノ前</p>	<p>大字馬場字大裕坂ノ前のうち七七六、七七七、七七九及び七八一以外の区域</p>
<p>廃止する字の名称</p>	<p>大字武信字アマ引、大字武信字テイカツメ、大字武信字原田、大字徳長字松ヶ塚河原、大字馬場字棚田、大字馬場字ハタ、大字馬場字長縄上、大字馬場字長縄、大字馬場字梶八ノ前、大字馬場字観音堂前及び大字馬場字河原</p>



鳥取県告示第千六十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十四条第三項の規定に基づき、西伯町土地改良区から同土地改良区が行う土地改良事業に係る馬徳地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和五十年十二月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千六十九号

昭和五十年十月六日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良(国安地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年十二月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間

昭和五十年十二月三日から二十日間

- 三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千七十号

昭和五十年十月二十日付けで名和町から申請のあつた土地改良(東坪地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年十二月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業計画書及び条例の写し
  - 二 縦覧に供する期間
- 昭和五十年十二月三日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
名和町役場
  - 四 異議の申出
- 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五十二号

風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第二百二十二号)第五条第一項の規

定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法同条第二項の規  
定により告示する。

昭和五十年十二月二十日

鳥取県公安委員会委員長 手 嶋 義 之

一 聴聞の期日及び場所

昭和五十年十二月十八日 午後一時から

米子市統町一丁目一五一番地 鳥取県米子警察署会議室

二 聴聞当事者の住所及び氏名

廣瀬庄栄 門脇東亜子  
廣瀬市明治町一八三番地 紙園 芳照

公 告

昭和50年11月12日に実施した危険物取扱者試験の合格者は、次のとおり  
である。

昭和50年12月2日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

甲種危険物取扱者試験

亀井 大司 松田 幸信 宮本 晶夫 中谷 克洋 鶴之園 弘  
北尾 英男 荒井 裕志  
乙種第1類危険物取扱者試験  
小原 斌弘 茂上喜代美 谷口多田美 浜尾 満洲雄 森内正明

山田 博義 吉川 政春 小川 清一 加賀 孝二 生田 義幸  
村山 幸好 矢倉 幸子 山田 重夫 西田 操 森田 孝治  
乙種第3類危険物取扱者試験 門脇俊夫 橋井桂次郎 田中 久仁 富田 富道  
今嶋 喜子 田中 典子 竹内 隼人 田中 英雄 前田 喜道  
川上 勝 岩竹 勝利 川崎 薫 山脇 幸雄 前田 盛本  
山崎 一雄 種田 栄二 辻 谷田 功 藤原 信行 盛本 広和  
渡絵 修 平井 進 谷田 博 中島 藤原 信一郎 森川 修  
長谷 洋一 田中 典 戸田 島 博 船越 作一郎 小谷 成男  
谷口 美雄 高田 信子 川島 文秀 船越 作一郎 稲干 成男  
川田 辰吉 山根 健二 山名 文秀 谷口 泰弘 中井 繁美  
佐々木忠和 芦谷源太郎 澤田 友子 林 礼一 中井 成美  
中村惣市郎 森本 正和 溝口 朋子 杉山 寛 平田 勝美  
藤田 寛 塚本 三郎 松本 仁志 岩佐 博巳 牧田 成人  
菊留 正徳 松本紀美恵 梅津 常隆 前田 保 土尾 芳秀  
浦嶋 省吾 松井 隆一 稲葉 和好 茂 竹歳 明博 鍛冶木良二  
岡田 輝 田中 足羽 和明 田原 木下 大場 和夫 充 浦木 清 杉山 晃三  
岩崎 宏樹 田中 修司 瀨野尾幹寿 富村 富村 那夫 裕 二宮 実重 明信 船原 井上 恒彦  
岡田 正司 小原 弘光 田中 森山 那夫 裕 前田 西村 民男 節夫 井上 博雄  
船木 慎吾 永嶋 一夫 森山 那夫 裕 前田 西村 民男 節夫 井上 博雄  
中山 智子 土山 裕光 吉賀 雅史 長谷川幸雄 本山 德政

